

## 一般社団法人日本看護技術学会 評議員・役員選出規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人日本看護技術学会（以下、「本法人」という。）の定款第18条、第19条、第34条、第38条に定める評議員・役員の選出について定める。

(選挙管理委員会)

### 第1条

評議員・役員の選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

### 第2条

選挙管理委員会については、別に定める。

(評議員の選挙)

### 第1条

定款17条（評議員の設置）に基づき、評議員の選出は以下の地区毎に行う。

- (1) 中国、四国、九州地区
- (2) 近畿、中部地区
- (3) 関東（東京をのぞく）、甲信越地区
- (4) 東京地区
- (5) 東北、北海道地区

### 第2条

選挙権を有する正会員とは、この場合、選挙実施年の当該年度の年会費を7月末日までに納入を完了した者とする。正会員の所属地区は、年会費請求書送付先として登録されている住所をもって定める。

### 第3条

各地区の正会員数を30名で除して、15名以上の端数が出た場合は、1名を加えた数を、その地区の評議員の定数とする。選挙前に予め選挙管理委員会が各地区の当選者の定数を定め、公示する。

### 第4条

被選挙権を有する正会員とは、この場合、入会年度を含めて2年以上入会し、選挙実施年の当該年度の年会費を7月末日までに納入を完了した者、任期中に70歳に達しない者とする。

### 第5条

選挙人名簿および、被選挙人名簿を、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。選挙管理委員会は、承認された被選挙人名簿を正会員に公示しなければならない。

### 第6条

選挙期日を、選挙管理委員会で決定し、「一般社団法人日本看護技術学会 評議員選挙告示」として、本学会ウェブサイトおよび正会員宛てメールで告知しなければならない。定められた投票締め切り日までに、投票を完了するよう、選挙管理委員会は徹底周知する。

## 第7条

選挙は、無記名投票によりインターネットを用いたオンラインシステムで行う。

## 第8条

開票は、選挙管理委員会が行い、立会人として理事2名を置かなければならない。ただし、オンライン選挙の場合は集計データの整合性チェックを事前に事務局と選挙管理委員会双方にて行う。

## 第9条

当選者の決定は、有効投票数の多い順とする。投票の結果が同票の場合、会員歴の長い候補者から順番に当選者とし、会員歴も同じ場合は、年齢の高い候補者から順番に当選者とする。

## 第10条

選挙管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、就任の承諾を得る。選出された者が辞退した場合は、次点者を順に繰り上げ、同様の手続きをとる。

## 第11条

選挙管理委員会は、選出された評議員の得点順位名簿を作成し、理事会に報告する。得点順位名簿は、事務局が保管する。理事長は、当選者を正会員に公告する。

## 第12条

補欠評議員は、選挙で当選者が確定したあとの次点者とする。地区ごとに順位をつけた10名の次点者からなる補欠評議員名簿を、選挙管理委員会は作成する。補欠評議員名簿は、事務局が保管する。

### (理事・監事の選出)

## 第1条

理事候補者は、新評議員の中から選挙により選出する。2.第1項の規定にかかわらず、理事長は正会員の中から3名以内を指名理事として、理事候補者を推薦することができる。

## 第2条

選挙管理委員会は、評議員を決定した後、役員を3期連続した評議員を除いた者から、互選による理事ならびに監事の選挙を行う。

## 第3条

選挙実施年の理事会で、理事と監事の選出人数を決定する。

## 第4条

選挙の実施は、評議員の選挙に準じる。

## 第5条

同一者が、理事および監事の両方で当選した場合は、理事を優先する。諾否の取り方は理事候補者に諾否を確認後に、監事候補者に諾否を確認する。

## 第6条

選挙管理委員会は、選出された理事、監事の名簿を作成し、理事会に報告する。理事長は、当選者を正会員に公告する。

## 第7条

理事・監事の各3名ずつの次点者からなる補欠役員名簿を、選挙管理委員会は作成する。補欠評議

員名簿は、事務局が保管する。

(欠員が生じた場合のとりあつかい)

#### 第1条

事務局は、任期満了以外で、評議員・役員の退任の案件が発生した際は、速やかに選挙管理委員会に報告する。

#### 第2条

選挙管理委員会は、欠員が生じたことを理事長に報告し、補欠評議員・補欠役員の順位に従って評議員・役員を選出する。

#### 第3条

補欠評議員・補欠役員の任期は、前任者の任期が満了するまでとする。選挙管理委員会は、選出された評議員・役員を理事会に報告する。理事長は、当選者を正会員に公告する。

(無効票)

#### 第1条

本規程に反するもの。

本規程は2003年9月13日の総会で承認された。

- 1) 2012年9月15日一部改正し実施する。
- 2) 2013年2月23日一部改正し実施する。
- 3) 2018年6月28日一部改正し実施する。
- 4) 2019年3月8日一部改正し実施する。
- 5) 2019年11月21日一部改正し実施する。
- 6) 2023年5月30日一部改正し実施する。
- 7) 2024年5月29日一部改正し実施する。